甲州市農業委員会日程

会期	自 午後 1 時 30 平成29年2月27日(月) 至 午後 4 時 33			
会場	甲州市役所本庁舎2階 第一会議室			
日程				
1	会議録署名委員の指名			
2	会長報告			
3	議案			
	第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	(12件)		
	第2号 農地法第4条の規定による許可申請について	(1件)		
	第3号 農地法第5条の規定による許可申請について	(6件)		
	第4号 農地法第3条競売適格者証明願について	(1件)		
	第5号 農地法第5条競売適格者証明願について	(2件)		
	第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用 集積計画の決定について(利用権設定)	(11件)		
	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定 第 7 号 による農用地利用集積計画の決定について (農地中間管理事業)	(10件)		
	農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条 第 3 項の規定による農用地利用配分計画案の承認 について	(8件)		
4	報告			
	第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について	(2件)		
5	その他			

甲州市農業委員会 会議録				
·	月27日(月) 午後1時30 所本庁舎2階 第一会議			
1. 出席した委員				
1 坂本 忠	2 早川 博	3 窪川 哲郎		
4 平山 重三	5 根津 信彦	6 菊島 正輝		
7 雨宮 宏	8 荻原 一重	9 飯島 務		
10 竹井 正人	11 長沢 光高	12 藤原 英一		
13 南 秀岳	14 平山 尋文	15 宮原 王春		
16 手塚 勲	17 中村 一男	18 萩原 勝俊		
19 小佐川 武	20 今井 壽	21 雨宮 芳文		
22 原 勝	23 佐藤 和也	24 丹澤 英一		
25 佐藤 定之	26 小川 利雄	27 駒田 裕		
28 大村 公宏	29 中山 仁	30 三科 健造		
31 三森 一雄	32 神宮司 昭男	33 西矢 惠太朗		
34 小池 宣弘	35 有賀 利隆	36 佐藤 充		
1. 欠席した委員				
30 中山 仁				
1. 本会議の会議録署名書	· 員			
17 中村 一男 18 萩原 勝俊				
1. 職務のため本委員会に出席した職員				
中村 正樹、中村 賢一、小澤 美紀、島田 淳				
1. 会議日程 別紙				

事務局

それでは開会に先立ちまして、皆様で挨拶を交わしたいと思いますのでご 起立をお願いいたします。

(相互に挨拶)

それでは定刻となりましたので、会長に挨拶をいただき、日程に基づいて 進行をお願いいたします。

会 長 (会長の挨拶)

只今から甲州市農業委員会2月定例総会を開催いたします。只今の出席委員は34名で定足数に達しております。本日、30番 中山 仁委員、32番 神宮司 昭男委員から欠席の旨、通告がありましたのでご報告いたします。日程1、本日の総会の議事録署名委員につきましては、17番 中村 一男委員、18番 萩原 勝俊委員をご指名いたします。よろしくお願いいたします。

次に日程2、会長報告ですが、2月7日第2回甲州市文化的景観調査委員会が 甲州市役所で開催されました。2月9日甲州市青年等就農計画認定委員会 が、市役所の会議室で開催されました。

只今の会長報告について、何かご意見がございましたらお願いいたします。

(「なし」との声あり)

それでは、ご意見もないようですので、以上で報告を終わります。

議 長

次に日程3、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、12件 を上程し、審議を行います。議案第1号1番を議題といたします。事務局か ら議案の朗読、説明を求めます。

事務局

(議案第1号8番の議案書の内容について訂正をする。)

(議案第1号農地法第3条第1番の許可申請についての朗読、概要の説明を する。)

議長 | 議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。

6番委員 (議案第1号1番の調査報告をする。)

議長

ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質 疑ございますか。

(「なし」との声あり)

質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第1号1番については許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

異議なしとのことですので、議案第1号1番については許可することに決しました。

次に、議案第1号2番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を 求めます。

事務局

(議案第1号農地法第3条第2番の許可申請についての朗読、概要の説明をする。)

議長 議案の朗読、説明が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。

6番委員 (議案第1号2番の調査報告をする。)

議 長 ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質 疑ございますか。

(「なし」との声多数あり)

質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第1号2番について許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

異議なしとのことですので、議案第1号2番については許可することに決しました。

次に、議案第1号3番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を 求めます。

事務局 (議案第1号農地法第3条第3番の許可申請についての朗読、概要の説明をする。)

議長 議案の朗読、説明が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。

11番委員 (議案第1号3番の調査報告をする。)

議 長 ご苦労様でした。調査報告および説明が終わりました。それでは質疑を行 います。質疑ございますか。

(「なし」との声多数あり)

質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第1号3番については許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

異議なしとのことですので、議案第1号3番については許可することに決しました。

次に、議案第1号4番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を 求めます。

事務局 (議案第1号農地法第3条第4番の許可申請についての朗読、概要の説明をする。)

議長 | 議案の朗読、説明が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。

12番委員 (議案第1号4番の調査報告をする。)

議 長 ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質 疑ございますか。

(「なし」との声多数あり)

質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第1号4番については許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

異議なしとのことですので、議案第1号4番につきましては許可することに 決しました。

次に、議案第1号5番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を 求めます。

事務局 (議案第1号農地法第3条第5番の許可申請についての朗読、概要の説明をする。)

議長 | 議案の朗読、説明が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告 | をお願いいたします。

19番委員 (議案第1号5番の調査報告をする。)

議 長 ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質 疑ございますか。

(「なし」との声多数あり)

質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第1号5番については許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

異議なしとのことですので、議案第1号5番については許可することに決しました。

次に、議案第1号6番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を 求めます。

事務局 (議案第1号農地法第3条第6番の許可申請についての朗読、概要の説明をする。)

議長 | 議案の朗読、説明が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。

27番委員 (議案第1号6番の調査報告をする。)

議 長 ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質 疑ございますか。

(「なし」との声多数あり)

質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第1号6番については許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

異議なしとのことですので、議案第1号6番については許可することに決しました。

次に、議案第1号7番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を 求めます。

事務局 │ (議案第1号農地法第3条第7番の許可申請についての朗読、概要の説明を

する。)

議長 | 議案の朗読、説明が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。

21番委員 (議案第1号7番の調査報告をする。)

議 長 ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質 疑ございますか。

(「なし」との声多数あり)

質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第1号7番については許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

異議なしとのことですので、議案第1号7番につきましては許可することに 決しました。

次に、議案第1号8番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を 求めます。

事務局 (議案第1号農地法第3条第8番の許可申請についての朗読、概要の説明をする。)

議 長 議案の朗読、説明が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告 をお願いいたします。

24番委員 (議案第1号8番の調査報告をする。)

議 長 ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質 疑ございますか。

(「なし」との声多数あり)

質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第1号8番については許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

異議なしとのことですので、議案第1号8番については許可することに決しました。

次に、議案第1号9番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を 求めます。

事務局 (議案第1号農地法第3条第9番の許可申請についての朗読、概要の説明をする。)

議 長 議案の朗読、説明が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告 をお願いいたします。

36番委員 (議案第1号9番の調査報告をする。)

議 長 ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質 疑ございますか。 (「なし」との声多数あり)

質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第1号9番については許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

異議なしとのことですので、議案第1号9番については許可することに決しました。

次に、議案第1号10番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明 を求めます。

事務局 (議案第1号農地法第3条第10番の許可申請についての朗読、概要の説明をする。)

議長 | 議案の朗読、説明が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。

36番委員 (議案第1号10番の調査報告をする。)

議 長 ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質 疑ございますか。

(「なし」との声多数あり)

質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第1号10番については許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

異議なしとのことですので、議案第1号10番については許可することに決 しました。

次に、議案第1号11番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明 を求めます。

事務局 (議案第1号農地法第3条第11番の許可申請についての朗読、概要の説明を する。)

議 長 | 議案の朗読、説明が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告 | をお願いいたします。

1番委員 (議案第1号11番の調査報告をする。)

議 長 ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質 疑ございますか。

(「なし」との声多数あり)

質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第1号11番については許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

異議なしとのことですので、議案第1号11番については許可することに決 しました。

次に、議案第1号12番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明 を求めます。 事務局 (議案第1号農地法第3条第12番の許可申請についての朗読、概要の説明をする。)

議長 | 議案の朗読、説明が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。

31番委員 (議案第1号12番の調査報告をする。)

議 長 ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質 疑ございますか。

(「なし」との声多数あり)

質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第1号12番については許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

異議なしとのことですので、議案第1号12番については許可することに決しました。

次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、1件を上程 し、意見を求めます。議案第2号1番を議題といたします。事務局から議案 の朗読、説明を求めます。

事務局 (議案第2号農地法第4条第1番の許可申請についての朗読、概要の説明をする。)

議長 | 議案の朗読、説明が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。

25番委員 (議案第2号1番の調査報告をする。)

議 長 ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質 疑ございますか。

(「なし」との声あり)

質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第2号1番については許可相当として山梨県知事に進達することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

異議なしとのことですので、許可相当として山梨県知事に進達することに 決しました。

次に、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、6件を上程 し、意見を求めます。議案第3号1番を議題といたします。事務局から議案 の朗読、説明を求めます。

事務局 (議案第3号農地法第5条第1番の許可申請についての朗読、概要の説明をする。)

議長 議案の朗読、説明が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告 をお願いいたします。

2番委員 (議案第3号1番の調査報告をする。)

議 長 ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質 疑ございますか。

(「なし」との声あり)

質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第3号1番については許可相当として山梨県知事に進達することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

異議なしとのことですので、許可相当として山梨県知事に進達することに 決しました。

次に、議案第3号2番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を 求めます。

事務局 (議案第3号農地法第5条第2番の許可申請についての朗読、概要の説明をする。)

議長 | 議案の朗読、説明が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。

3番委員 (議案第3号2番の調査報告をする。)

議 長 ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質 疑ございますか。

(「なし」との声あり)

質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第3号2番については許可相当として山梨県知事に進達することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

異議なしとのことですので、許可相当として山梨県知事に進達することに 決しました。

次に、議案第3号3番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を 求めます。

事務局 (議案第3号農地法第5条第3番の許可申請についての朗読、概要の説明をする。)

議長 | 議案の朗読、説明が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告 をお願いいたします。

11番委員 (議案第3号3番の調査報告をする。)

議 長 ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質 疑ございますか。

(「なし」との声あり)

質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第3号3番については許可相当として山梨県知事に進達することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

異議なしとのことですので、許可相当として山梨県知事に進達することに 決しました。

次に、議案第3号4番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を 求めます。

事務局 (議案第3号農地法第5条第4番の許可申請についての朗読、概要の説明をする。)

議長 | 議案の朗読、説明が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。

18番委員 (議案第3号4番の調査報告をする。)

議 長 ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質 疑ございますか。

(「なし」との声あり)

質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第3号4番については許可相当として山梨県知事に進達することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

異議なしとのことですので、許可相当として山梨県知事に進達することに 決しました。

次に、議案第3号5番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を 求めます。

事務局 (議案第3号農地法第5条第5番の許可申請についての朗読、概要の説明をする。)

議長 | 議案の朗読、説明が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。

21番委員 (議案第3号5番の調査報告をする。)

議 長 ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質 疑ございますか。

(「なし」との声あり)

質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第3号5番については許可相当として山梨県知事に進達することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

異議なしとのことですので、許可相当として山梨県知事に進達することに 決しました。

次に、議案第3号6番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を 求めます。

事務局 (議案第3号農地法第5条第6番の許可申請についての朗読、概要の説明をする。)

議 長 | 議案の朗読、説明が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告

をお願いいたします。

23番委員 (議案第3号6番の調査報告をする。)

議 長 ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質 疑ございますか。

(「なし」との声あり)

質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第3号6番については許可相当として山梨県知事に進達することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

異議なしとのことですので、許可相当として山梨県知事に進達することに 決しました。

次に、議案第4号農地法第3条の競売適格者証明について、1件を上程し、 審議及び意見を求めます。

議案第4号1番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。

事務局 (議案第4号第1番農地法第3条競売適格者証明願についての朗読、概要の説明をする。)

議長 | 議案の朗読、説明が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。

8番委員 (議案第4号1番の調査報告をする。)

議 長 ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質 疑ございますか。

(「なし」との声あり)

質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第4号1番については適格者として認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

異議なしとのことですので、議案第4号1番については適格者として認める ことに決しました。

次に、議案第5号農地法第5条の競売適格者証明について2件を上程し、審議及び意見を求めます。

議案第5号1番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。

事務局 (議案第5号第1番農地法第5条競売適格者証明願についての朗読、概要の説明をする。)

議長 | 議案の朗読、説明が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。

8番委員 (議案第5号1番の調査報告をする。)

議 長 ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質 疑ございますか。

(「なし」との声あり)

質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第5号1番については適格者相当として、山梨県知事に進達することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

異議なしとのことですので、議案第5号1番については適格者相当として、 山梨県知事に進達することに決しました。

次に、議案第5号2番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を 求めます。

事務局 (議案第5号第2番農地法第5条競売適格者証明願についての朗読、概要の説明をする。)

議長 | 議案の朗読、説明が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。

8番委員 (議案第5号2番の調査報告をする。)

議 長 ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質 疑ございますか。

35番委員 ちょっと良くわからないのですが、同じ土地が3件ある訳ですよね、9ページと10ページで。農地法の第3条の関係と農地法の第5条の関係で、これがどういう事なのか理解ができないのですが、説明いただけるとありがたいと思います。

事務局 委員さんのご質問にお答えいたします。裁判所等で行われる競売の土地が 農地である場合、買受後の土地利用が、引き続き農地として使うなら3条 許可、転用して農地以外として使うのなら5条許可の要件を持つ者しか競 売に参加できないことになっております。

このため、競売参加には、知事もしくは農業委員会で買受の資格があるんだよという、買受適格証明を入札時に添付することが必要とされています。

第3条につきましては、農業委員会の許可となりますので、総会でご審議いただき、可決されますと農業委員会で適格証明を発行することとなり、申請人はその証明を持って入札に参加して、落札をすると改めて3条の許可申請がされます。

第5条につきましては、転用前提としての入札ですので、農業委員会で可決されますと、県へ進達して、県から買受適格証明が発行されます。申請人はその証明を持って入札に参加して、落札をすると改めて5条許可申請がされます。

追加で説明させていただきます。ここで言う両方の案件につきましては、 農地に対してということではなくて、競売を行う所で、申請人が適格であ るかを審議していただいているものでありますので、それぞれを審議して いただくというものであります。

35番委員

良く理解できないですけれども、農業委員さんが、すべての3件について 説明されたんですけれども、農業委員の立場とすれば、9ページの方はい いのかなと思うんですけれども、すべてを対象にして立ち会うというのが よくわからないんですよ。農業委員としての立場としてどこまで入り込ん でいくのか、単にここで説明をするだけなのか、それがちょっとわからな いですけれども。その辺をちょっと説明できますかね。

事務局

只今の質問についてお答えさせていただきます。3条にしても5条にしても 農業委員さんに調査していただいて、説明をしていただくのと同じことで ございまして、ここで説明をしていただくような形となります。

34番委員

併せての質問ですが、例えば今の件に関してはですね、9ページの3条に関しては、この方は競売で落として農地として利用されるからという事ですよね。その次の案件は宅地にしてしまいますよということですよね。そうしますと、農業委員の立場として農地として残してもらいたいから、3条は許可にして、5条は不許可という事が可能なのでしょうか。法律上は無理ですよね。農業委員の立場とすれば、農地を残してもらいたいと、そうなると心情的に、第4号は許可にして第5号は不許可にすれば農地として残る可能性が残るわけですよね。そういう事が可能かどうか農業委員の立場として出来るのかどうかをお聞きしたいです。

事務局長

法律的な解釈になりますので、そういう意味でいきますと、これ以外の5条も農地として残してもらいたいからここでは駄目だという話になりますから、それはいつもお話させていただいておりますが、法的にここで出していくものは許可になるものを出させていただいておりますので、ここで駄目だよと言うことを審議するのではなくて、法的に適合しているかどうかをご判断いただければと思います。法的に適合はしておりますので、結論から言いますと許可ということになろうかと思います。

16番委員

3条の競売適格者証明の事と、5条の競売適格者証明のことは、それぞれ当然、法律上認められていることであるし、何の問題もないと私は理解しております。

ただ、この物件が当然債権者がいて、競売にかけられたという事だとは思いますが、一般的に考えると、農地として買う人と宅地として買う人では、当然価格的に差があるのではないかと思うんです。ところが、裁判所ではまったくそういうことは抜きにして、農地として買いたい人の事も、宅地として買いたい人の事も、フェアーで関係なく適格者証明をそれぞれ持っていれば、競売に加われるということが実際

あるのか、普通一般的には価格的にこういうことがおこると理解しにくい ということで私も質問する訳ですが、まったくこういう事があるという理 解でいいんでしょうか。

事務局長

私もちょっとその辺の詳しいところまでは、裁判所に行って調べている訳ではございませんので、もう一度調べさせていただいて、次の時にご説明をしていきたいと思います。

あくまで適格者というそれに参加する資格があるんだよというところを証明するものであると認識しております。詳細については、次回説明させていただきます。

8番委員 担当者として意見と言いますか、お伺いしたいのですが、例えば、利用するには宅地にして農業委員会にかけてということですよね。建売の場合であれば。もし不動産屋さんが落とせば、結局農業委員会にもう一度かかるということですかね。

事務局長 | その通りでございます。また5条申請で出てまいります。

会 長 議案第4号の1番、議案第5号の1番2番含めましてですね、いろいろと質疑 ございましたが、議案第4号につきましては既に決定しております。議案 第5号の2番につきまして、他に何か質疑ございますでしょうか。

27番委員 調査員さんにお聞きしたいのですが、これは印をくださいとこの3名が来て、その時にどういう対応をされたのでしょうか。

8番委員 結局適格者という事の説明でしたので、適格者証明ということで競売の権利のための農業委員の印という意味で押したつもりですけれども。1人岡村さんという方は農地ということで、普通にすれば通ると思いました。あと不動産屋さんに関しては、法律的にはわかりませんが、競売に係る証明的なことで印をという説明がありました。今皆さんの質問の意見のように、細かい法律的なことは調べた訳ではありません。わからなかったです。

27番委員 適格者かどうかを調査するということで、適格者かどうかを調査すること は大変なことなので、とりあえず役場がしたものだから0kしたということ ですか。

8番委員 | その権利があるのではないかと思って押したんですけれども。

27番委員 自分がその立場にあったら、こういう問題はなかなか判が押せないです。 ここでも適格者かどうか判断はできないですよね。役場がしたから当然い いとは思いますけれども。

8番委員 この件に関しては初めてだったもので。

したというところがございます。

5番委員 私、以前これと同様の件の調査をしたことがございます。その時に判を押した根拠といたしましては、まず不動産業として知事の許可を得ているかどうか、そこのところを判断しました。 あと資金繰りだとはわかりませんので、まずそれだけでとりあえず判を押

27番委員 それを見せてくださいということを言う訳ですか。

5番委員 そうです。許可番号を付けて持ってきますので、知事の許可何号という物を持ってきますので、それを頼りに判を押したということです。これにつきましては、その時にも事務局の方からルールのご説明をいただきまして適格かの基準については、事務局で十分調査をしているから、その知事の許可だけで十分ですよという判断をいただいたような気がいたします。

議 長 | 只今の件ですがよろしいでしょうか。

27番委員

はい。

議長

事務局長から今の件ご説明申し上げますので。

事務局長

こちらでも十分調査をさせていただいて、農業委員さんと相談をさせていただいたうえで、判を押させていただいておりますので、これは駄目だという業者がそちらに行くことはないという風にご判断いただければと思います。こちらでもすべて、書類上で営業許可等出していただいて、そこで判断をさせていただいておりますので、無理難題を押して、判を貰いにいくことはないと思います。よろしくお願いいたします。

また、何かそういった相談がありましたら、事務局にご相談いただければ と思いますので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは議案第5号2番につきまして、他に質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第5号2番については適格者相当として、山梨県知事に進達することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

異議なしとのことですので、議案第5号2番については適格者相当として、 山梨県知事に進達することに決しました。

次に、議案第6号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について11件を上程し、意見を求めます。事務局に説明を求めます。

事務局

(農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積の利用権の設定 11 件について説明し、意見を求める。)

議長

それでは質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」との声あり)

質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第6号については、説明のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしとの事ですので、議案第6号につきましては、説明のとおり決定 することに決しました。

次に、議案第7号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程による農用地利用集積計画の決定について10件を上程し、意見を求めます。事務局に説明を求めます。

事務局

(農地中間管理事業を実施する公益財団法人山梨県農業振興公社が農地中間管理権を取得する計画10件について説明し、意見を求める。)

議長

| それでは質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」との声多数あり)

質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第7号については、説明のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしとの事ですので、議案第7号につきましては、説明のとおり決定 することに決しました。

次に、議案第8号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規程による農用地利用配分計画案の承認について8件を上程し、意見を求めます。事務局に説明を求めます。

事務局

(農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案8件について説明し、意見を求める。)

議長

それでは質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」との声多数あり)

質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第8号につきましては、説明のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしとの事ですので、議案第8号につきましては、説明のとおり承認 することに決しました。

次に日程4報告、農地法第18条第6項の規定による届出について2件を報告願います。

事務局

(合意解約の届出5件について説明する。)

議長│只今の合意解約の報告につきまして何かご発言ございますか。

ご発言ございませんので以上報告を終わらせていただきます。 次に日程5その他、事務局より報告及び事務連絡をお願いします。

事務局

(農業委員会の新体制への移行について説明する。)

- ・農業委員さんの新体制による地区分けについて
- ・甲州市の新体制としては、農業委員さんは19名、最適化推進委員さんは 23名と上限枠が決められており、農業委員さん19名のエリア分けの方法に ついて
- ・公平性を保つための、面積割での算出方法について
- ・農業委員会新制度移行スケジュールについて

(各エリアの区域分けについて検討していただきたいと考えている旨説明 し、質問をいただくようお願いする。)

議長

| 只今、事務局から新しい制度に移行するにあたっての地区分けの、検討案 | についてご意見等をお願いいたします。

32番

募集をするということですけれども、甲州市全体の中で募集をするという ことでしょうか。エリアごとということでしょうか。

事務局

募集につきましては、エリアを分けて募集する訳ではございません。これ につきましては、全体から募集をかけます。その中で、担当するエリアが それぞれ出てくるという考えでいます。 事務局長

休憩をお願いします。

議長

休憩としたいと思います。

(休憩)

(再開)

議長

先ほどまで、検討してご意見いただきました農業委員会新しい地区分けの 案につきまして、この案で進める方向で皆さん方よろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

ありがとうございます。了解をいただきましたので、事務局のほうでこれに基づいて進めるということで、中には認定農業者を何人入れなければいけないとか、50歳未満を入れなさいとかいろいろな事がありますけれども、これをまた、実際募集をして推薦、応募等が出てきてからでないとわかりませんので、そういうことも実はありますということをご承知おきいただきたいと思います。

それでは、この新制度に移行する地区分けの説明は以上で終了しまして、 事務局からその他お願いします。

事務局

(平成29年度甲州市農業委員会総会の日程について説明する。)

議 長

只今、今後の日程の説明がございましたが、これについて何かご質問等ご ざいますか。

これでいきますと、30年1月26日までが我々の最後の任期の会議ということになろうかと思います。

事務局で他にありますか。

以上ですが、委員の皆様、何か他にご意見等ございますか。

特にご意見等もないようでございますので、先ほどの新制度に移行するにあたっての、今後のスケジュール等含めまして、今後の進め方については事務局と私、2名の職務代理で原案等を作成しまして、またその都度皆さん方のご意見をお伺いしながら進めるということでご了解いただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

そんな事で今後進めたいと思います。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

会議の円滑な進行にご協力いただきまして、お礼を申し上げます。それではこれで本日の農業委員会総会を閉会といたします。

事務局 (閉会の挨拶する)

(閉会16時33分)